県南地域(西郷村)から避難した申立人の精神的損害(増額分)として、持病を抱えての避難であり原発事故当初の時期に相応の苦労があったことを考慮し、10万円が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)について、申立人X1及び同X2(以下、併せて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

対象者 : 申立人 X 2

•損害項目:精神的損害(増額分)

・期間:本件事故発生当初の時期

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和 解金として、金10万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の 点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ば ず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求すること を妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申 立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年1月6日

(仲介委員 櫻井 滋規)